

## 消費者事故等情報通知様式による通知の仕方

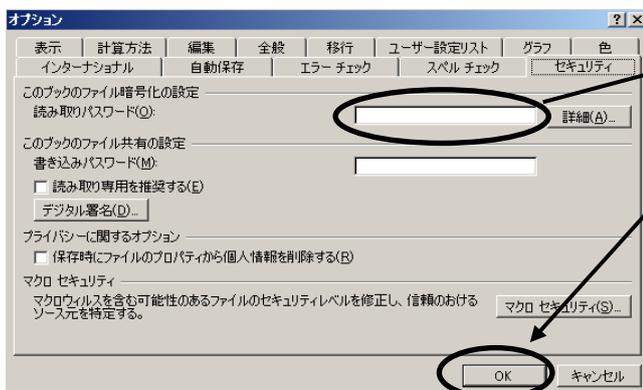
- この通知様式は、消費者安全法に基づく通知の様式のひな型として便宜上作成したものです。通知は必ずこの様式によらなければならないものではありません。
- これまでに別の様式により事故等の報告を行っていて、その様式が消費者安全法施行規則（第9条第2項、第4項）の通知事項を満たしている場合には、引き続きその様式を御活用いただいて構いません。
- 通知事項のすべてが判明していなくても、その時点で判明している事項を通知し、その後情報が判明した時点で追加して情報提供すれば足ります。特に生命・身体被害に関する重大事故等については、まずは直ちに電話で連絡した上で、様式を送付（書面、FAX、又は電子メールによる）していただきますようお願いいたします。

○ 電子メールで通知する場合、エクセルデータを添付して、消費者庁からご連絡したパスワードをかけて、以下の宛先にお送り下さい。

- (1) 安全分野の通知 … 消費者安全課へ (i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)
- (2) 財産被害分野の通知 … 消費者情報課へ (i.syouhisya.zaisan@caa.go.jp)
- (3) 双方の情報が含まれている場合や判断に迷った場合は、両方のアドレスにお送り下さい。

※ パスワードのかけ方

- ① Excelのツールバーの [ツール] から [オプション] をクリックする。
- ② [セキュリティ] タブを選択すると以下のウィンドウが開くので、以下のとおり設定する。



この欄にパスワードを入力し、[OK] をクリックする。



### パスワード

パスワードは以下のものとしします。

**!QAZxsw2**

- 注) 1. 大文字と小文字の区別がありますのでご注意ください。  
2. 本パスワードは消費者安全法に基づく通知を行う行政機関の担当者のみにお知らせ下さい。取り扱いにご注意下さい。

○ FAXで通知する場合

- (1) 安全分野の通知 … 消費者安全課へ (03-3507-9290)
- (2) 財産被害分野の通知 … 消費者情報課へ (03-3507-9285)
- (3) 双方の情報が含まれている場合や判断に迷った場合は、両方にお送り下さい。

○ 電話で通知する場合（安全分野の重大事故等のみ）  
消費者安全課へ (03-3507-9201)

注意：記入のない部分も削除せず、7枚すべてをお送りください。

# 消費者事故等情報通知様式の記入の仕方

## ◎はじめに

- ① 原則として、同一項目について複数回答が可能です。
- ② すべての項目を埋めていただく必要はありません。可能な範囲でご記入ください。
- ③ 重大事故等は青色(1、2ページ)と赤色(3、4ページ)、重大事故等を除く安全分野の消費者事故等は青色と赤色と黄色(7ページ)、財産被害分野の消費者事故等は青色と緑色(5、6ページ)と黄色のシートに記入して下さい。

タイトルが青色のシート(1、2ページ目)は、安全分野、財産被害分や共通のシートです。すべての通知で記入してください。

基本的に各項目の下に括弧書きしてある指示に従い、記入して下さい。

通知済みの事案について、修正事項や新たに判明した事実がある場合は、従前の通知フォーマットに上書き記入し(新たに判明した事実のみでなく)、右側欄に第2報、第3報…等と明記して報告してください。その際、①の情報および②のうち通知日時に関する情報は、絶対に当初の通知時のままとし、変更しないで下さい。変更されると、同一事案の情報であることの確認ができなくなります。

複数の事故等について集約して通知する場合は、最初に事故が発生した日時、場所を記入し、その後発生した同様の事故等については「17. 安全分野の事故等の態様(事故等の詳細)」または「24. 財産被害分野の事故等の態様(事故等の詳細)」に記入して下さい。

複数の事故等について集約して通知する場合は、最初に情報を得た日時を記入し、その後発生した同様の事故等については「17. 安全分野の事故等の態様(事故等の詳細)」または「24. 財産被害分野の事故等の態様(事故等の詳細)」に記入して下さい。

**消費者庁  
消費者事故等情報通知様式(案)**

**1. 本件の取り扱いについて**  
(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェックまたは○を記入します。)

公益通報       企業機密       行政処分予定

**2. 通知者に関する事項**  
(通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)

① 通知主体 (行政機関名等) 東京都      担当者名: 東京太郎  
 所属部署: 消費生活課  
 電話番号: 03-0000-0000

② 通知日時 2009年9月3日13時00分頃      第1報

**3. 事故等の種別**  
(事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表1参照。)

安全分野(生命・身体被害)       重大事故等       重大事故等以外       財産被害分野(表示・取引)

**4. 事故等が発生した日時・地域**  
(事故等が発生した年月日、時間および発生した都道府県・市町村を記入します。)

① 発生日時 2009年9月1日  時  分頃

② 発生地域 (都道府県等) 東京都 (市町村) 八王子市

**5. 事故等が発生した場所**  
(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェックまたは○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を( )に記入します。)

施設等の場所

|  |                                  |                                     |                                   |                             |
|--|----------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 | <input type="checkbox"/> 店舗・商業施設 | <input type="checkbox"/> 学校         | <input type="checkbox"/> 病院・福祉施設  | <input type="checkbox"/> 公園 |
| <input type="checkbox"/> 道路            | <input type="checkbox"/> 公共施設    | <input type="checkbox"/> 海・山・川等自然環境 | <input type="checkbox"/> 車内・機内・船内 |                             |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( )     |                                  |                                     |                                   |                             |

施設内の場所

|                                    |                                 |                               |  |  |
|------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> 階段        | <input type="checkbox"/> 浴槽・風呂場 | <input type="checkbox"/> 台所   | <input checked="" type="checkbox"/> 玄関 | <input checked="" type="checkbox"/> 居室 |
| <input type="checkbox"/> 洗面所       | <input type="checkbox"/> ベランダ   | <input type="checkbox"/> 庭    | <input type="checkbox"/> 廊下            | <input type="checkbox"/> 昇降機(エレベータ)    |
| <input type="checkbox"/> エスカレータ    | <input type="checkbox"/> 動く歩道   | <input type="checkbox"/> 自動ドア | <input type="checkbox"/> 回転扉           |  |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( ) |                                 |                               |  |  |

**6. 情報を得た日時**  
(本件の情報を得た年月日および時間を記入します。)

情報を得た日時 2009年9月2日13時00分頃

**7. 情報を得た方法**

(本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その方法を( )に記入します。)

来所       電話       F A X       文書(手紙等含む)  
 電子メール       その他 → ( )

**8. 情報提供者**

(本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは○を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。)

消費者       公益通報者       職権探知  
 事業者(製造)       事業者(販売)       事業者(同業他者等その他)

情報提供者の氏名または事業者名 → 八王子花子  
 情報提供者の住所 → 八王子市××1-1-1  
 情報提供者の電話番号 → 090-1111-1111

消費者庁からの直接連絡(可・不可)  可

情報提供者不明・匿名希望(情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む)

**9. 被害者(負傷者・契約当事者等)**

(①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェックまたは○を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。)

① 被害者は…  情報提供者自身       情報提供者以外

② 相談者を含めた被害者数  人

|       |          |                                  |          |                                  |
|-------|----------|----------------------------------|----------|----------------------------------|
| 性別人数  | 男性       | <input type="text" value="2"/> 人 | 女性       | <input type="text" value="1"/> 人 |
| 年齢別人数 | 0歳以下     | <input type="text"/> 人           | 1歳以下     | <input type="text"/> 人           |
|       | 10歳代     | <input type="text"/> 人           | 20歳代     | <input type="text"/> 人           |
|       | 50歳代     | <input type="text"/> 人           | 60歳代     | <input type="text"/> 人           |
|       | 70歳代     | <input type="text" value="2"/> 人 | 80歳以上    | <input type="text"/> 人           |
| 職業別人数 | 2歳以上5歳未満 | <input type="text"/> 人           | 10歳未満    | <input type="text" value="1"/> 人 |
|       | 給与生活者    | <input type="text"/> 人           | 自営業・自由業者 | <input type="text"/> 人           |
|       | 中学生      | <input type="text"/> 人           | 小学生      | <input type="text" value="1"/> 人 |
|       | 無職       | <input type="text" value="1"/> 人 | その他      | <input type="text"/> 人           |

家事従事者  人      高校生以上の学生  人  
 保育幼稚園児  人      未就園児  人

**10. 事故等の原因の特定情報**

(①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは○を記入し、②③では事故等の原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。)

① 事業者の属性

製造業者・輸入業者 → 名称 ( )  
 販売業者等(購入先・契約先) → 名称 ( Aリフォーム、B工務店 )  
 信用供与者(信販、クレジット、リース等) → 名称 ( C信販 )  
 工事業・修理業者 → 名称 ( )  
 その他 → 名称 ( )

② 商品・役務名       ③ 型式・ロット番号

貴機関に対する情報提供者に、消費者庁から直接連絡しても良いか否かを記入してください。これらの項目は消費者安全法に基づく通知義務の対象となるものではありませんが、迅速・的確な措置のためには、情報提供者に対する事実確認が重要です。貴機関におかれましては、消費者庁が直接ご連絡させていただけるよう、できるかぎり情報提供者のご理解を得ていただきますよう、お願いします。なお、これらの項目に記載のない場合又は消費者庁からの直接連絡が「不可」の場合は、消費者庁から「2. 通知者に関する情報」の通知主体の担当者あてに、詳細情報を照会させていただきます。

タイトルが赤色のシート(3、4ページ目)は、安全分野に関する消費者事故情報の通知のためのシートです。安全分野に関する情報がない場合は記入の必要はありません。

【安全分野】

**11. 安全分野の事故等の種別**

(安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- 事故情報       ヒヤリハット情報

**12. 安全分野の事故等の種類**

(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表2参照。)

- |                                    |   |                                   |
|------------------------------------|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 死亡        | <input checked="" type="checkbox"/> 負傷・疾病 | <input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒  |
| <input type="checkbox"/> 安全基準不適合   | <input type="checkbox"/> 飲食物の異常           | <input type="checkbox"/> 飲食物以外の異常 |
| <input type="checkbox"/> 火災等の異常な事態 |   | <input type="checkbox"/> 窒息等の危険   |

**13. 安全分野の事故等の内容**

(安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その態様を( )に記入します。)

- |  |                                    |                                     |   |
|--|------------------------------------|-------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 火災事故            | <input type="checkbox"/> 発煙・発火・過熱  | <input type="checkbox"/> 点火・燃焼・消火不良 | <input type="checkbox"/> 破裂                   |
| <input type="checkbox"/> ガス爆発            | <input type="checkbox"/> ガス漏れ      | <input type="checkbox"/> 燃料・液漏れ等    | <input checked="" type="checkbox"/> 化学物質による危険 |
| <input type="checkbox"/> 漏電・電波等の障害       | <input type="checkbox"/> 製品破損      | <input type="checkbox"/> 部品脱落       | <input type="checkbox"/> 機能故障                 |
| <input type="checkbox"/> 転落・転倒・不安定       | <input type="checkbox"/> 操作・使用性の欠落 | <input type="checkbox"/> 交通事故       | <input type="checkbox"/> 誤飲                   |
| <input type="checkbox"/> 中毒事故            | <input type="checkbox"/> 異物の混入     | <input type="checkbox"/> 腐敗・変質      |   |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |                                    |                                     |   |

**14. 安全分野の事故等の原因**

(安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 製品自体の不良        | <input type="checkbox"/> 表示又は取扱説明書の不備   |
| <input type="checkbox"/> 製品自体の不備        | <input type="checkbox"/> 表示の不備          |
| <input type="checkbox"/> 経年劣化           | <input type="checkbox"/> 業者の設置・施行不良     |
| <input type="checkbox"/> 業者の修理不良        | <input type="checkbox"/> 業者輸送中の取扱いの不備   |
| <input type="checkbox"/> 消費者の誤使用        | <input type="checkbox"/> 消費者の不注意        |
| <input type="checkbox"/> 消費者の設置・施行不良    | <input type="checkbox"/> 消費者の修理不良       |
| <input type="checkbox"/> 製品には起因しない偶発的事故 | <input type="checkbox"/> その他            |
| <input type="checkbox"/> 原因不明           | <input checked="" type="checkbox"/> 調査中 |
| <input type="checkbox"/> 調査不能           |   |

原因調査機関 →

**15. 安全分野の事故等の品目**

(安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- |  |                                    |                                |                                  |
|--|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 食料品                     | <input type="checkbox"/> 家電製品      | <input type="checkbox"/> 住居品   | <input type="checkbox"/> 文具・娯楽用品 |
| <input type="checkbox"/> 光熱水品                    | <input type="checkbox"/> 被服品       | <input type="checkbox"/> 保健衛生品 | <input type="checkbox"/> 車両・乗り物  |
| <input type="checkbox"/> 建設・設備                   | <input type="checkbox"/> 保険・福祉サービス |                                |                                  |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他 → ( 薬品 ) |                                    |                                |                                  |

**16. 被害の状況**

(安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その被害の状況を ( ) に記入します。)

- |   |                                  |   |                                     |
|---|----------------------------------|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 骨折                                 | <input type="checkbox"/> 脱臼・捻挫   | <input type="checkbox"/> 切断               | <input type="checkbox"/> 擦過傷・挫傷・打撲傷 |
| <input type="checkbox"/> 刺傷・切傷                              | <input type="checkbox"/> 頭蓋(内)損傷 | <input type="checkbox"/> 内臓損傷             | <input type="checkbox"/> 神経・脊髄の損傷   |
| <input type="checkbox"/> 筋・腱の損傷                             | <input type="checkbox"/> 窒息      | <input type="checkbox"/> 熱傷               | <input type="checkbox"/> 凍傷         |
| <input checked="" type="checkbox"/> 皮膚障害                    | <input type="checkbox"/> 感電障害    | <input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒          | <input type="checkbox"/> 食中毒        |
| <input type="checkbox"/> その他の中毒                             | <input type="checkbox"/> 感覚機能の低下 | <input checked="" type="checkbox"/> 呼吸器障害 | <input type="checkbox"/> 消化器障害      |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他 → ( 目がしょぼしょぼする、充血 ) |                                  |   |                                     |

**17. 安全分野の事故等の態様 (事故等の詳細)**

(安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。)

妻が契約してシロアリ駆除をしてもらった後、しばらく家中に薬品のような臭いがしていた。その後、夫が1週間ほどののが痛くなり、腕がかゆくなった。また、お盆に帰省した孫が、目がしょぼしょぼすると言った。後日、医師の診察を受けたところ、シロアリの防除剤によるシックハウス症候群ではないかと言われ、診断書もらった。

必ず、記入してください。この項目はチェック項目に付随するものではなく、消費者安全法に基づく通知の主要項目であるにご理解ください。用語の指定等はありませんので自由に書き込んでいただいて結構です。チェック等の項目で正確に伝えられない事項があった場合もこの欄で補足説明をお願いします。

タイトルが緑色のシート(5、6ページ目)は、財産被害分野に関する消費者事故情報の通知のためのシートです。財産被害分野に関する情報がない場合は記入の必要はありません。

【財産被害分野】

18. 財産被害分野の事故等の種類

(財産被害分野の事故等の種類について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を( )に記入します。別添「用語説明」表3参照。)

- |  |  |  |  |
|--|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 虚偽・誇大な<br>広告・表示                     | <input checked="" type="checkbox"/> 不実告知・<br>事実不告知     | <input type="checkbox"/> 断定的判断の<br>提供            | <input checked="" type="checkbox"/> 不退去・<br>退去妨害 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 消費者を欺き、<br>威迫し、困惑さ<br>せる | <input type="checkbox"/> 事業者の損害賠<br>償責任等を免除<br>する契約条項  | <input type="checkbox"/> 損害賠償請求の<br>制限違反         | <input type="checkbox"/> キャンセル料の<br>制限違反         |
| <input type="checkbox"/> 法によって無効<br>とされる契約条<br>項             | <input type="checkbox"/> その他消費者の<br>利益を一時的に<br>害する契約条項 | <input type="checkbox"/> 履行拒否・<br>履行遅延           | <input type="checkbox"/> 不当景品                    |
| <input type="checkbox"/> 不招請勧誘                               | <input type="checkbox"/> 適合性原則違反                       | <input checked="" type="checkbox"/> 書面交付義務<br>違反 | <input type="checkbox"/> 説明義務違反                  |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )                     |  |  |  |

19. 財産被害分野の事故等の分野

(財産被害分野の事故等の分野について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を( )に記入します。別添「用語説明」表4参照。)

- |  |  |                               |  |
|--|--|-------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 商品              | <input checked="" type="checkbox"/> 役務 | <input type="checkbox"/> 先物   | <input type="checkbox"/> 金融・投資           |
| <input type="checkbox"/> 賃貸借             | <input type="checkbox"/> 多重債務          | <input type="checkbox"/> 架空請求 | <input checked="" type="checkbox"/> 過量販売 |
| <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |  |                               |  |

20. 財産被害分野の事故等の態様(販売購入形態)

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を( )に記入します。別添「用語説明」表5参照。)

- |  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> 店舗購入            | <input checked="" type="checkbox"/> 訪問販売   | <input type="checkbox"/> キャッチ<br>セールス      | <input type="checkbox"/> アポイント<br>メントセールス |
| <input type="checkbox"/> 通信販売            | <input type="checkbox"/> インターネット<br>ショッピング | <input type="checkbox"/> インターネット<br>オークション | <input type="checkbox"/> テレビ<br>ショッピング    |
| <input type="checkbox"/> 電話勧誘販売          | <input type="checkbox"/> マルチ・<br>マルチまがい    | <input type="checkbox"/> 業務提供誘因<br>販売      | <input type="checkbox"/> 特定継続的<br>役務提供    |
| <input type="checkbox"/> ネガティブ・<br>オプション | <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ )   |  |   |

21. 財産被害分野の事故等の態様(契約の成否)

(財産被害分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェックまたは○を記入します。)

- |   |                                       |                             |
|---|---------------------------------------|-----------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 既に契約・申込した | <input type="checkbox"/> まだ契約・申込していない | <input type="checkbox"/> 不明 |
|---|---------------------------------------|-----------------------------|

22. 財産被害分野の事故等の態様(信用供与の有無)

(財産被害分野の事故等の様態について、該当するものにチェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェックまたは○を記入し、その内容を( )に記入します。別添「用語説明」表6参照。)

- |  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 現金 | <input type="checkbox"/> 自社割賦            | <input type="checkbox"/> 包括信用購入<br>あつせん(クレ<br>ジットカード) | <input checked="" type="checkbox"/> 個別信用購入<br>あつせん |
| <input type="checkbox"/> 借金            | <input type="checkbox"/> その他 → ( _____ ) |   |  |

**23. 財産被害分野の事故等の態様（被害金額）**

（財産被害分野の事故等で被害に遭った、または、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を（ ）内に記入します。）

|            |   |  |                              |
|------------|---|--|------------------------------|
| 既払い金額      | → | <input type="text" value="5,500,000"/> | 円                            |
| 商品・役務自体の金額 | → | <input type="text" value="6,000,000"/> | 円                            |
| 申込金        | → | <input type="text"/>                   | 円                            |
| クレジット等手数料  | → | <input type="text" value="100,000"/>   | 円                            |
| その他        | } | <input type="text" value="500,000"/>   | 円（ <u>営業担当者に頼まれて金を貸した。</u> ） |
|            |   | <input type="text"/>                   | 円（ _____ ）                   |
|            |   | <input type="text"/>                   | 円（ _____ ）                   |

被害金額は不明

**24. 財産被害分野の事故等の態様（事故等の詳細）**

（財産被害分野の事故等の態様について、詳細を記載します。）

2009年6月頃にAリフォームの営業担当者が自宅に来て、「早急に地震対策をしないと震度4程度の地震でも家が倒れかねない。」と言われたため、200万円で耐震工事を依頼し、現金で支払った。耐震工事が始まってすぐに、「耐震金具を取り付けるために床下と天井裏に入ったところ、シロアリと雨漏りが見つかった。早急に対応しないとたいへんなことになる。本来は屋根の修理だけで300万円かかるところ、耐震工事も契約してもらっているのにシロアリ駆除も含めて300万円でしてあげる。」と言われたので契約し、定期預金を解約して300万円を支払った。

Aリフォームの工事が終わって1ヶ月ほどたった7月半ばに、B工務店がやってきて、無料家屋診断をしているというので、この前Aリフォームにいろいろ工事をしてもらったばかりだから不要と何度も断ったが、なかなか帰ってくれず、「実は、ここだけの話だがAリフォームは怪しい。苦情がたくさんでいる。無料なんだから是非診断すべき。」と言いだしたので、不安になって家屋診断を依頼した。すると、「やはり、Aリフォームの耐震工事は金具も足りていないし施工も悪い。ウチが100万円でやり直してあげる。」と言われた。お金がないというので、クレジットを利用できると言われたので、C信販と半年後と1年後に55万円づつ合計110万円を支払う内容のクレジット契約を組んだ。

9月1日になって、B工務店の営業担当者がやってきて、娘の手術代がなくて困っている、なんとか50万円貸してくれないか、と懇願されたのでかわいそうになって貸してあげた。

しかし、どうもおかしいと思うので、AリフォームやB工務店を監督している市役所の方に相談したいということで、市役所窓口に来訪。

必ず、記入してください。この項目はチェック項目に付随するものではなく、消費者安全法に基づく通知の主要項目であるとご理解ください。

用語の指定等はありませんので自由に書き込んでいただいて結構です。

チェック等の項目で正確に伝えられない事項があった場合もこの欄で補足説明をお願いします。

タイトルが黄色のシート(7ページ)のうち、25、26項は、重大事故等以外の安全分野及び財産被害分野の通知の場合に記入してください。  
24項は、あらゆる通知について、特記事項があれば記入してください。

**25. 通知するとした判断理由(重大事故等以外の消費者事故等のみ記入)**

(通知すると判断した理由について、自由に記載します。)

典型的な次々リフォーム被害の可能性が高い。業者間で名簿が出回っている可能性もある。

**26. 関連事項(重大事故等以外の消費者事故等のみ記入)**

(関連する事項があれば、自由に記載します。)

①Aリフォームについて、なかなか工事をしてくれないとの苦情もある。  
②B工務店から突然電話がかかってきたが、なぜ自分の電話番号が知られているのか不安だという問い合わせがあった。

**27. その他特記事項**

(その他特記すべき事項について、自由に記載します。)

消費者が持参した契約書のコピーがある。

## 消費者事故等情報通知様式 用語説明

表1 「3. 事故等の種別」に関する用語の定義等

| 選択肢の用語            | 定義（概要）   | 備考                            |
|-------------------|--|-------------------------------|
| 安全分野<br>（生命・身体被害） | ①消費者が、事業者が提供等する商品・役務・施設・工作物等を使用等して、現に、生命または身体に次のいずれかの被害が発生した場合<br>i) 死亡<br>ii) 治療期間1日以上を負傷、疾病<br>iii) 一酸化炭素中毒<br>②消費者が、通常有すべき安全性を欠く商品・役務等を使用等した場合であって、以下のいずれかの事態に該当する場合（いわゆるヒヤリハット事案）<br>i) 安全基準不適合<br>ii) 飲食物以外の物品に、破損・故障・汚染・変質等の劣化や加熱・異常音等の異常が生じた事態<br>iii) 飲食物に、腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の異常が生じた事態<br>iv) 窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態 | 法2条5項1号、2号<br>政令1条、2条         |
| 重大事故等             | ①' 上記の①の事故により、次のいずれかの被害が発生した場合<br>i) 死亡<br>ii) 治療期間30日以上を負傷・疾病、一定程度の後遺障害<br>iii) 一酸化炭素中毒<br>②' 消費者が通常有すべき安全性を欠く商品・役務を使用等した場合であって、①'の被害を発生させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの事態に該当する場合（いわゆるヒヤリハット事案）<br>i) 安全基準に違反し、かつ飲食物以外の物品等の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の劣化が生じた事態<br>ii) 安全基準に違反し、飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した事態<br>iii) 窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態<br>iv) 火災その他の著しく異常な事態                     | 法2条6項<br>政令4条、5条<br>府令5条、6条   |
| 財産被害分野<br>（表示・取引） | 虚偽または誇大な表示や広告、不当勧誘・契約条項など、表示や取引に関するもの。   | 法2条5項3号<br>政令3条<br>府令2条、3条、4条 |

（備考）詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

表2 【安全分野】「12. 安全分野の事故等の種類」に関する用語の定義等

| 選択肢の用語    | 定義  | 備考 |
|-----------|---|----|
| 死亡        | 死亡事故。   |    |
| 負傷・疾病     | 負傷・疾病事故。  |    |
| 一酸化炭素中毒   | 一酸化炭素中毒事故。  |    |
| 安全基準不適合   | 法律の規定に基づいて決められた安全基準に適合していない事態。                              |    |
| 飲食物の異常    | 飲食物の腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損などをいう。 |    |
| 飲食物以外の異常  | 飲食物以外の物品等の破損・故障・汚染・変質その他の劣化や過熱・異常音等の異常をいう。                  |    |
| 窒息等の危険    | 窒息等の生命・身体に対する危険。  |    |
| 火災等の異常な事態 | 火災等の事態。   |    |

（備考）詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

表3 【財産被害分野】「18. 財産被害分野の事故等の種類」に関する用語の定義等

| 選択肢の用語                | 定義（概要）  | 備考              |
|-----------------------|---|-----------------|
| 虚偽・誇大な広告・表示           | 消費者の判断を迷わすような嘘や大げさな広告または表示。   | 政令3条1号          |
| 不実告知・事実不告知            | 消費者に対し事実でないことを告げること、または、わざと事実を告げないこと。   | 政令3条2号イ、同条4号イ   |
| 断定的判断の提供              | 将来どうなるか分からない事項について断定的に説明すること。   | 政令3条2号ロ、同条4号イ   |
| 不退去・退去妨害              | 消費者の自宅や職場に来てなかなか帰ってくれないこと、または、店舗等から消費者をなかなか帰らせないこと。                                       | 政令3条2号ハ、二、同条4号イ |
| 消費者を欺き、威迫し、困惑させる      | 消費者を、騙して誤解させたり、脅して困らせ不安を感じさせること。  | 政令3条3号          |
| 事業者の損害賠償責任等を免除する契約条項  | ①事業者の損害賠償責任や瑕疵担保責任を全部免除する条項。<br>②事業者が、わざともしくは重大なミスで契約違反をしたにもかかわらず損害賠償責任を一部を免除する条項。        | 政令3条4号          |
| 損害賠償請求の制限違反           | 消費者が代金の支払いを怠った場合に、不当に高い損害賠償金を課す契約条項   | 政令3条4号ロ、府令4条2号  |
| キャンセル料の制限違反           | 不当に高いキャンセル料を消費者に課す契約条項  | 政令3条4号ロ、府令4条3号  |
| 法によって無効とされる契約条項       | 法律の定めにして消費者に不利な契約条項であって法律によって無効とされるもの。  | 政令3条4号ロ、府令3条    |
| その他消費者の利益を一方的に害する契約条項 | 権利を制限し、義務を加重する契約条項。   | 政令3条4号ロ         |
| 履行拒否・履行遅延             | 契約または契約解除・解約したものを正当な理由なく履行しない、または、履行を遅らせること。  | 政令3条5号          |
| 不当景品                  | 景品表示法に違反する過大な景品を提供すること。   | 政令3条6号          |
| 不招請勧誘                 | 「契約しない」と言っている消費者に対し勧誘を続けること等。   | 府令4条1号          |
| 適合性原則違反               | 消費者の知識、経験、財産等に照らして不相当な契約を締結すること。  | 府令4条1号          |
| 書面交付義務違反              | 消費者が契約内容を明確に理解するため、又は消費者が義務を果たしたことを明確にするために一定の要件を満たした書面を交付すべきと法律で定められているにもかかわらず書面交付を怠ること。 | 府令4条1号、2号       |
| 説明義務違反                | 消費者に説明しなければならない内容をしなかったこと。  | 府令4条1号          |
| その他                   | その他   |                 |

(備考) 1. 詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

2. 消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、消費者安全法等の厳密な法解釈を示すものではない。

表4 【財産被害分野】「19. 財産被害分野の事故等の分野」に関する用語の定義等

| 選択肢の用語    | 定義（概要）                                    | 備考 |
|-----------|---|----|
| 商 品       | 商品の購入に関する契約の勧誘や解約のトラブル等                   |    |
| 役 務       | サービスに関する契約の勧誘や解約のトラブル等                    |    |
| 先 物       | いつ、何を、いくらで売買するという未来の取引を約束するものに関するトラブル等。   |    |
| 金 融 ・ 投 資 | 金融・投資に関する取引に関するトラブル等。                     |    |
| 賃 貸 借     | 不動産の賃貸借契約に関するトラブル等。                       |    |
| 多 重 債 務   | 消費者が、到底返しきれないほどの借金を負ってしまうこと。              |    |
| 架 空 請 求   | 不特定多数の人に対して支払い根拠のない請求をして、お金を騙し取るもの。       |    |
| 過 量 販 売   | 消費者に、到底必要がないと思われる量の商品やサービス等を販売すること。次々販売等。 |    |
| そ の 他     | その他                                       |    |

表5 【財産被害分野】「20. 財産被害分野の事故等の態様（販売購入形態）」に関する用語の定義等

| 選択肢の用語                 | 定義（概要）  | 備考 |
|------------------------|---|----|
| 店 舗 購 入                | 消費者が事業者の店舗で商品・サービスを購入すること。  |    |
| 訪 問 販 売                | 消費者の家庭を訪問し販売又は販売の勧誘をすること。   |    |
| キャッチセールス               | 路上や街頭などで消費者を呼び止め、営業所などの建物に同行させて勧誘を行うこと。                                   |    |
| アポイントメント<br>セー ル ス     | 電話やハガキなどで販売目的を告げずに呼び出して、高額な契約を迫る商法。                                       |    |
| 通 信 販 売                | 新聞、雑誌、カタログ等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申し込みを受ける取引。                                 |    |
| インターネット<br>シ ョ ッ ピ ン グ | インターネット上で商品やサービスを購入する取引。インターネットオークションを除く。                                 |    |
| インターネット<br>オ ー ク シ ョ ン | インターネット上のいわゆるオークションサイト等を利用する取引。   |    |
| テレビショッピング              | 電話、郵便、インターネットなどの通信手段を用いて商品やサービスを販売すること。                                   |    |
| 電 話 勧 誘 販 売            | 電話で商品やサービスの勧誘をし、消費者から申し込みを受ける取引。電話をいったん切った後に消費者から電話や郵便で申し込みをする場合を含む。      |    |
| マルチ・マルチまがい             | 販売組織に加入し、購入した商品などを知人などに売ることによって組織に勧誘し、それぞれがさらに加入者を増やすことによってマージンが入るとうたう商法。 |    |
| 業務提供誘因販売               | 仕事の紹介や、仕事の情報を提供するために必要だと言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭を支払わせるもの（内職商法）。             |    |
| 特定継続的役務提供              | エステティック、外国語会話教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービス。                               |    |
| ネガティブ・オプション            | 商品を一方的に送り付け、消費者が受け取った以上、購入しなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法。                     |    |
| そ の 他                  | その他   |    |

（備考）消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、特定商取引に関する法律等の厳密な法解釈を示すものではない。

表6 【財産被害分野】「22. 財産被害分野の事故等の態様（信用供与の有無）」に関する用語の定義等

| 選択肢の用語               | 定義（概要）  | 備考 |
|----------------------|---|----|
| 現金                   | 現金払い  |    |
| 自社割賦                 | 販売店等に分割払いの方法で支払うこと。但し2ヶ月以上にわたって3回以上に分割して支払う場合に限る。                 |    |
| 包括信用購入あっせん（クレジットカード） | クレジットカード等を使用して支払う方法。但し、翌月1回払（単なる決済手段としての利用）を除く。                   |    |
| 個別信用購入あっせん           | クレジットカード等を使わず、契約ごとに信用調査が行われる信販契約やクレジット契約を利用して支払う方法（分割期間、日数を問わない）。 |    |
| 借金                   | 借金  |    |
| その他                  | その他   |    |

（備考）消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、割賦販売法等の厳密な法解釈を示すものではない。